

国保制度改革（税率改定）について

□福井県国民健康保険運営方針（案）【抜粋】

1 基本的事項

(1) 策定の目的

- ・ 県が市町とともに国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営を進めるため、県内の統一的な国保運営方針を定め、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進する。

(2) 対象期間

平成30年4月から平成33年3月まで（3年間）

2 国民健康保険の医療費および財政の見通し

(2) 財政状況と赤字削減・解消

(赤字削減・解消の取組み)

- ・ 現在、約半数の市町が保険料負担緩和等のため一般会計繰入を実施。

赤字補填等目的一般会計繰入の状況(H27)

繰入実施市町数 および繰入額	8市町	16.2億円	1人当たり 繰入額	最大市町	25,809円
うち2年継続	7市町	15.8億円		最小市町	5,308円
累積赤字額	1市	29.5億円			

- ・ 各市町において決算補填等目的の一般会計繰入金と繰上充用金の削減・解消を着実に進める。
- ・ 単年度で赤字を解消できない市町は、医療費適正化の取組みや保険料設定の見直し、収納率向上などの対策、赤字解消の目標年次を定めた計画を作成。保険料負担が急変しないよう段階的に解消。

3 納付金および保険料率の算定方法

(1) 保険料水準の統一に向けた考え方

- ・ 現状では市町間の医療費水準に約 1.3 倍、保険料に 1.6 倍の差。

1人当たり医療費および保険料（H27）

医療費（円）		保険料（円）	
最大市町	423,723	最大市町	102,621
最小市町	340,152	最小市町	63,110
県平均	381,626	県平均	94,700
市町格差	1.25倍	市町格差	1.63倍

- ・ 医療費水準に見合った保険料負担とし、医療費適正化のインセンティブとなるよう、当面は納付金の算定に市町ごとの医療費水準の差を反映。
- ・ 将来的には医療費水準を反映せず保険料水準の統一を目指す。このため、医療費適正化の取組みを進めるとともに、市町において標準的な保険料算定方式としていく。

(2) 標準的な保険料算定方式

- ・ 各市町の現行の保険料算定方式は 4 方式（所得割、資産割、均等割、世帯割）となっているが、標準的な保険料算定方式は、資産割を廃止した 3 方式（所得割、均等割、世帯割）とする。
- ・ 市町は実際の保険料算定を 3 方式とするよう目標設定し、段階的に移行。
- ・ 市町は、県が示す標準保険料率を参考に実際の保険料率を決定。

□国民健康保険税税率改定方針

1 国からの要請

被保険者の保険料負担に急激な負担増が生じないように、赤字の削減・解消については、時間軸を置いて、ペース配分を考え、慎重に検討するよう地方自治体に要請。

2 県の方針

保険税の算定方式統一については、赤字解消計画と密接なつながりがあり、市町の実情に応じて検討してほしい。

赤字解消、算定方式統一ともに、運営方針見直し時の状況を踏まえ、目標を設定できるか検討する。

3 あわら市の現状と今後の方針

(1) 赤字解消と保険税算定方式

一般会計からの法定外繰入は実施しておらず、国民健康保険会計は赤字とはなっていない。

現行の保険税算定方式は、資産割を含めた4方式となっているため、資産割を廃止した3方式への移行が必要となる。

(2) 3方式での税額試算

資産割を廃止し標準保険料率を用い、平成29年度国保税で試算した結果、3,797世帯中、税額が増額となる世帯が2,237世帯、減額となる世帯が1,540世帯、増減のない世帯が20世帯となった。また、所得階層で分析を行った結果、低所得者から高所得者まで、各階層において増額となる世帯があった。

(3) あわら市の方針

県の運営方針に基づき、保険料水準の統一に向けて保険税算定方式を3方式に移行するが、統一の目標年次が決まっていないことから、平成30年度については税率の改定は行わず、各市町の動向を注視しながら、足並みを揃えて実施していきたい。

平成 29 年度国保税を標準保険料率で試算した場合の増減

	増減階層	世帯数	平均増減額
増額	8 万円以上	2	86,288
	7 万円～8 万円	5	74,907
	6 万円～7 万円	8	64,090
	5 万円～6 万円	23	54,865
	4 万円～5 万円	55	43,974
	3 万円～4 万円	84	35,135
	2 万円～3 万円	209	24,647
	1 万円～2 万円	414	14,251
	5 千円～1 万円	400	7,280
	3 千円～5 千円	349	4,059
	1 千円～3 千円	623	1,793
	1 円～1 千円	65	479
	増額計	2,237	10,827
		増減なし	20
減額	▲1 円～▲1 万円	571	▲ 4,721
	▲1 万円～▲3 万円	538	▲ 17,742
	▲3 万円～▲5 万円	205	▲ 38,884
	▲5 万円～▲10 万円	169	▲ 66,871
	▲10 万円～▲20 万円	48	▲ 133,120
	▲20 万円以上	9	▲ 290,188
	減額計	1,540	▲ 26,308
	計	3,797	